

議案第13号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する初心運転者講習受講に係る誤通知による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年6月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

米子市 個人

2 和解の要旨

県は、損害賠償金19,750円を支払うものとする。

3 事案の概要

鳥取県警察本部交通部運転免許課所属の職員が、交通違反点数を重複して登録したため、和解の相手方に対し、受講する必要がある初心運転者講習を受講するよう誤って通知したことにより、和解の相手方に損害を与えたものである。